

商品名	災害対策型マイカーローンN
お借入資格	<ul style="list-style-type: none"> ○ お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○ 継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定した方で、入社月の6か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 ○ 当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○ 借入申込者またはその家族の罹災証明書、または被災証明書が確認できる方。 ○ その他、当J Aが定める条件を満たしている方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金(借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む)が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車、バイク、除雪機(いずれも中古を含む)のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用 ・自動車等の点検、車検、修理費用、保険掛金 ・運転免許の取得のためのご資金 ・カー用品(カーナビ等)のご購入資金 ・車庫建設のためのご資金 ・他金融機関、信販会社等自動車ローン借換資金(残価設定型クレジット含む。)(申込本人分に限る。) ○ 農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 <p>ただし、貸付時年齢が満71歳以上の場合については、200万円を上限とし、新卒内定した方の場合については、300万円を上限とします。</p>
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 据置期間を含め6か月以上15年以内とします。 <p>なお、据置期間は新卒内定した方のみを対象とし、ご融資日からご融資対象者の入社前月末日までの範囲内とします(最大6か月)。</p>
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変動金利型となります。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(当組合所定の短期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○ お借入利率には、年0.50%の保証料を含みます。 ○ 詳細については、当J Aの店頭窓口へお問い合わせください。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当J Aが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 <p>※お借入が未成年者の場合、法定代理人の確認および同意が必要になります。</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご融資後5年以内に繰上返済を行う際には3,300円(税込)の手数料が掛かります。 <p>J Aネットバンクによる一部繰上返済の場合は、無料です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 返済額をお知りになりたい場合は、J A窓口またはホームページで試算が行えます。 ○ お借入に関して詳しい内容、お借入利率等についてはJ A窓口にお問い合わせください。 ○ お申込に際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。

【災害対策型マイカーローンN 三菱UFJニコス(株)保証 商品概要説明書】

	<p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、11,000 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <p>○ 当組合とおお客様の借入利率は融資実行時の借入利率を適用いたしますので、上記の借入利率でお取引をお約束するものではありません。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または金融共済推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融共済推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>